

# 「特定非営利活動法人 新たな崇仁まちづくりの会」定款

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 新たな崇仁まちづくりの会 という。

### (事務所)

第2条 本法人は主たる事務所を京都府京都市に置く。

### (目的)

第3条 本法人は、公立大学法人京都市立芸術大学(以下「京都芸大」という。)とともに 崇仁地区のまちの再生を図るため、まちづくりの主人公である「住民」の総意形成に基づいたまちづくりを主体的に企画し、住民と行政に施策として提言し、京都芸大と連携したまちづくり事業を推進することを目的とする。このまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組を、周辺の多くの住民や研究機関等との協働の取組として推進し、京都における住民主体のまちづくりを牽引することを目的とする。

## 第二章 活動の種類及び当該活動に係る事業の種類

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 第2条別表の次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
  - ①まちづくりに関する調査・研究・企画事業
  - ②高齢者や障害者の生きがい活動に関する支援事業
  - ③地区の住環境の維持・向上を図るための事業
  - ④人権教育・社会教育・環境教育・生涯教育を推進する講演会等の事業
  - ⑤福祉・就労・人権・教育に関する相談事業
  - ⑥地域の文化活動・交流活動を推進する事業
  - ⑦前各号に掲げる活動に関する調査・分析内容の発表及び出版事業
  - ⑧その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)その他の事業

①物品販売事業

②イベント興行事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第三章 会員

#### (会員)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、そのうち正会員をもって法上の社員とする。

(1)正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 本法人の目的及び事業に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体で、会員総会の議決権を必要としないもの

#### (入会)

第7条 正会員及び賛助会員は、次の条件を備えなければならない。

(1)この定款に従えるもの

(2)入会金及び会費が納められるもの

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める正会員入会申込書を理事長に提出し、申し込むものとする。

3 理事長は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、直後に開催される理事会に付議し、理事会の議決を経て、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときには、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

5 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める賛助会員入会申込書を理事長に提出し、申し込むものとする。

6 理事長は、前項の申込みがあったとき、第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

7 理事長は、前項により入会を認めたときは、直後に開催される理事会に報告しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)個人にあっては死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、団体にあってはその団体が消滅したとき

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき

(2)本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により、正会員及び賛助会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第四章 役員

(種類及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

(1)理事10名以上、15名以下

(2)監事1名以上、3名以下

2 理事のうち1名を、理事長とする。

3 理事のうち、理事長を除く1名を、専務理事とすることができる。

4 理事長及び専務理事を除く理事の中から、複数名の副理事長を置くことができる。

5 副理事長のうち1名を、会計兼務の副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会員総会において選任する。

2 理事長、専務理事、副理事長は、理事の互選とする。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(理事長等の代表権及び職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐しあるいは代理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、本法人の諸事業のうち特に理事長から委嘱を受けた事業について、その事業遂行について法人を代表し、事業を統括する。

(理事の職務)

第 16 条 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び会員総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること
- (2)本法人の財産の状況を監査すること
- (3)前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員総会又は所轄庁に報告すること
- (4)前号の報告をするために必要がある場合には、会員総会を招集すること
- (5)理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 18 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前記の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため就任した役員任期は、その前任者の任期の残存期間とする。
- 4 増員のため就任した役員任期は、現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし解任のときはこの限りではない。

(欠員補充)

第 19 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(届出)

第 20 条 役員は、住所又は居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)この定款に違反したとき
- (2)本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (4)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 22 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、会員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第五章 会員総会

### (会員総会)

第 23 条 本法人の最高議決機関は正会員をもって構成する会員総会とする。

2 会員総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

### (権能)

第 24 条 会員総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散又は合併

(3)事業計画及び活動予算並びにその変更

(4)事業報告及び活動決算

(5)役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6)法人の組織及び運営

(7)入会金及び会費の額

(8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄に該当する事項

(9)本法人の運営に関して、理事会が会員総会の議題として提起する事項又は正会員総数の 5 分の 1 以上から書面をもって議決の請求があった事項

(10)監事が招集する会員総会で監事が議決する必要があるとする事項

(11)事務局の組織及び運営

(12)その他運営に関する重要事項

### (開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2)正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議開催の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

(3)監事が第 17 条第 4 号の規定に基づき、招集するとき

### (招集)

第 26 条 会員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第 27 条 会員総会の議長は、その会員総会に出席した正会員の中から選出する。

2 議長は、可否同数の場合を除いて、会員総会の議決に加わることができない。  
(定足数)

第 28 条 会員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事長は、前項の規定により会員総会が開催されなかったときは、その日から 20 日以内に改めて会員総会を招集しなければならない。

3 前項の会員総会招集の通知は、第 26 条第 3 項の規定による。

(議決及び表決権等)

第 29 条 会員総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

3 理事又は正会員が会員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

4 正会員の表決権は各 1 票とし、やむを得ない理由により会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

5 前項の規定により表決した正会員は、前条第1項、本条第2項、次条第1項第2号及び第 49 条の規定の適用においては会員総会に出席したものとみなす。

6 会員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

7 前項の規定により議事の議決に加わらなかった正会員は、その議事の議決に関する前条第1項、本条第2項、次条第1項第2号及び第49条の規定の適用において、正会員総数から差し引いて勘案する。

(議事録)

第 30 条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、及び特別の利害関係を有する理由で当該議事の議決に加わらなかった正会員がある場合は、その数を付記する。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名が、署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、会員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 会員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

#### (賛助会員)

第 31 条 賛助会員は、会員総会に出席することができる。ただし、第 28 条第 1 項に規定する出席者数にこれを含まないとともに、第 29 条各項に規定する議決に加わることができない。

2 賛助会員に対する会員総会開催の案内は、その会員総会を招集するものが第 26 条第3項及び第4項の規定を準用し、通知しなければならない。

## 第六章 理事会

#### (構成と権能)

第 32 条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、定例理事会、臨時理事会及び緊急理事会の3種とする。
- 3 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 会員総会に付議すべき事項とその議案
  - (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他会員総会の議決を要しない本法人の業務の執行に関する事項

#### (開催)

第 33 条 理事会は理事長が招集して開催する。

- 2 定例理事会は、年に 1 回以上開催する。
- 3 臨時理事会の開催は、次のとおりとする。
  - (1) 理事長が必要と認めた場合は、適宜開催する。
  - (2) 3名以上の理事が議題を示して書面で開催を請求したときは、20 日以内に開催する。
  - (3) 監事が第 17 条第 5 号の規定に基づき書面で開催を請求したときは、20 日以内に開催する。
- 4 定例理事会又は臨時理事会を開催するときは、少なくとも開催する日の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 5 緊急理事会は、理事長が緊急に開催する必要を認めた場合に限り開催する。

#### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれにあたる。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その理事会の議長になる

ことができない。

(議決及び表決権等)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会における各理事の表決権は各1票とし、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 前項の規定により議事の議決に加わらなかった理事は、その議事の議決に関する第2項及び次条第1項第2号の規定の適用において、理事総数から差し引いて勘案する。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
  - (2)理事総数及び出席者数(書面表決者がある場合、及び特別の利害関係を有する理由で当該議事の議決に加わらなかった理事がある場合は、その数を付記する。)
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会の出席理事の中から選任された議事録署名人2名が、署名、押印しなければならない。

## 第七章 資産

(構成)

第 37 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益



(区分)

第 38条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 39条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、会員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第八章 会計

(原則)

第 40条 本法人の会計は、法 27 条各号に掲げる原則に従って執行する。

(会計の区分)

第 41条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事業年度毎に理事長が作成し、会員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立までの間について、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、会員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、会員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、会員総会の議決を経なければならない。

## 第九章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、会員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の会員総会において定めたものに譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、会員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第十章 事務局

### (事務局の設置)

第53条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

### (事務局の組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第十一章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第十二章 雑則

### (細則)

第 57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は法人成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	森本 弘義
副理事長	竹口 等
理事	池田 正治
理事	山内 政夫
理事	丸山 修
理事	福田 紀子
理事	田中 照人
理事	後藤 天平
理事	天沼 憲
理事	山本 崇記
理事	藤尾 まさよ
監事	淀野 実

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず法人成立の日から 2022 年(令和4年)5月 31 日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第 42条の規定にかかわらず、本法人成立の日から 2021 年(令和3年)3月 31 日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1)正会員 (入会金 5,000 円、年会費 2,000 円)
  - (2)賛助会員 (入会金 3,000 円、年会費 1,000 円)

### 附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

